令和５年度 千葉県奨学生募集

☆千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

【申請方法】	在学する学校で申請します。 申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。
【資　格】	①保護者が千葉県内に住所を有する者。 ②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。 ③経済的理由により修学が困難な者（以下の【経済基準】を参照）。 ④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。
【経済基準】	親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。 （以下の〔収入・所得の目安表〕参照）

〔収入・所得の目安表〕

※　給与所得の場合は収入金額（税込み）、営業等所得の場合は収入金額から必要経費を引いた金額。
※　収入は、親権者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計。
※　４人世帯の場合、父母・本人・中学生の世帯を想定して算出。
　５人世帯の場合、父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定して算出。　（単位：万円）

区分		平成２９年度以降入学者	
		国公立	私立
給与収入	4人世帯	665	735
	5人世帯	784	882
営業等所得	4人世帯	291	340
	5人世帯	376	474

【貸付条件】	連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。
【貸付月額】	下表から希望額を選んでいただきます。貸付期間中に変更することも可能です。

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
貸付月額	10,000円	10,000円	15,000円	15,000円
	20,000円	20,000円	25,000円	25,000円
		30,000円		35,000円



【貸付期間】	令和５年４月分から正規の修学期間が終了するまで。
【貸付方法】	生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。 ※初回貸付けは審査終了後、４月分から貸付決定月分までを振り込みます。
【返還方法】	貸付終了月の翌月から据置期間（６か月）経過後、規定の年数以内（１０～１４年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。
【返還猶予】	大学等に進学、又はその準備中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります。 （大学等進学の場合：正規の修学期間。大学等進学準備中の場合：年度更新で通算５年まで） ※一定の収入（例：給与所得の場合、年間収入金額230万円）を得るまでの間も、返還を猶予できます。

※返還猶予は「減免（免除）」ではありません。
※返還猶予は申請が必要です。卒業後、自動で猶予されるものではありません。

申請期限は、令和５年 4 月 28 日（金）です。